

こ支障第 89 号
障発 0329 第 35 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 123 号）が別紙のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されるところである。

その主な内容について下記のとおり通知するので、これらについて十分御知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 主な内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 1 項に規定する補装具費（以下「補装具費」という。）の支給制度の対象外となっている、市町村民税の所得割額が 46 万円以上である障害児又は障害児の属する世帯の世帯員について、補装具費支給制度の対象とするため、以下の措置を講じた。

- ① 補装具費の支給に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員のうち「政令で定める者」について「障害者の配偶者」とする（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 43 条の 2 第 1 項）。

- ② ①に伴い、補装具費の支給に係る「政令で定める所得の基準」についても、その対象となる者を「障害者又はその配偶者」とする（令第43条の2第2項）。

2 施行期日

令和6年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。次項において同じ。）」を「障害者の配偶者」に改め、同条第二項中「障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者」を「障害者又はその配偶者」に改める。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

○

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補装具費の支給に係る政令で定める者等） 第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者の配偶者とする。</p> <p>2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者又はその配偶者について、補装具の購入等（同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三条の五第一項において同じ。）のあった月の属する年度（補装具の購入等のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。</p>	<p>（補装具費の支給に係る政令で定める者等） 第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入等（同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三条の五第一項において同じ。）のあった月の属する年度（補装具の購入等のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。</p>